

## 教 育 文 化 委 員 会 記 錄 (No.5)

1 日 時 令和7年5月15日(木)

午前10時09分 開会

午前12時29分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	高 橋 都	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	吉 田 幸 正
委 員	立 山 幸 子	委 員	岡 本 義 之
委 員	山 田 大 輔	委 員	宇 土 浩一郎
委 員	本 田 一 郎		

4 欠席委員(1人)

委 員 有 田 絵 里

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	小笠原 圭 子	総務文化部長	小 田 聰
文化企画課長	楠 本 祐 子	教 育 長	太 田 清 治
教育次長	大 庭 千 枝	総務部長	富 原 明 博
学校支援部長	藤 井 創 一	学 事 課 長	高 野 栄 二
学校保健課長	藤 田 真 治	学校教育部長	竹 永 政 則
指導企画課長	海 老 洋 太	生徒指導課長	山 中 孝 一
学校支援担当課長	辻 健一郎	部活動地域移行担当課長	竹 中 雅 則
中央図書館長	高 松 淳 子	奉 仕 課 長	佐 藤 時 子
子ども図書館長	福 嶋 一 也		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 廣 門 實知江 書 記 岩瀬 美 咲

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	請願第2号 学校給食の無償化を求める請願について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第6号 不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	旧門司駅関連遺構等の展示方策等検討懇話会の設置について	都市ブランド創造局から別添資料のとおり報告を受けた。
4	「部活動地域展開推進計画」の策定について	教育委員会から別添資料のとおり報告を受けた。
5	「北九州市子ども読書プラン（第5次子ども読書活動推進計画）」の策定について	
6	多様性を尊重した教育環境の整備について	教育委員会から別添資料のとおり説明を受けた。
7	行政視察について	委員会での意見を踏まえて、正副委員長で協議し、視察先の優先順位を決定することとした。

## 8 会議の経過

(教育長の紹介を受けた。)

(請願第2号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（高橋都君） それでは、開会いたします。

本日は、請願・陳情の審査を行い、都市ブランド創造局から1件、教育委員会から2件報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、請願の審査を行います。

請願第2号、学校給食の無償化を求める請願についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。学校保健課長。

○学校保健課長 それでは、請願第2号、学校給食の無償化を求める請願につきまして教育委員会から説明させていただきます。

まず1点目、北九州市で小・中学校及び特別支援学校の給食費保護者負担を無償にすることについてでございます。

市立学校の給食費については、物価高騰の影響を緩和するため、令和4年度から国の臨時交付金を活用することにより保護者負担額を据え置き、物価高騰分について子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

学校給食費を無償化するに当たっての所要額を試算したところ、小学生では約20億円、中学

生では約13億円、合計すると約33億円が新たな予算として必要となると見込んでいるところでございます。一方、国において学校給食費の無償化についての検討が進められており、令和7年6月に閣議決定される骨太の方針の中で、制度の大枠が示されると承知しているところでございます。北九州市においても、未来への投資として、子供たちが安心して給食を食べることができる町を実現すべく、国の動向を慎重に見極めつつ、持続的かつ安定的な制度設計となるよう丁寧に検討した上で、給食費無償化について令和8年度中の実現を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、2点目、安全で安心できる給食の提供と地産地消をさらに広げることについて説明させていただきます。

本市の学校給食では、栄養バランスの取れた魅力的な給食を提供し、健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養うための生きた教材となるよう、学校給食の充実に努めています。その中で、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を持たせるために、市内産を中心とした地場産物を積極的に活用することとしております。食材の調達場所は、まずは市内産、次に県内産、そして九州産、国内産と地元に近いところから調達することを基本的な考え方とし、安全・安心な食材を安定的に調達できるように日頃から取り組んでいるところでございます。

また、市内産の青果の活用に当たりましては、生産者、青果卸業者、給食協会等で構成される学校給食用物資地産地消推進協議会を毎月開催し、生産状況等を確認するとともに、生産状況、時期に献立内容を合わせるといった献立作成時の工夫、使用する野菜のサイズをLから2Lに限定していたものをMから3Lも可能とするなどの食材規格の緩和、児童生徒から市内産の食材を使用したレシピを募集するレシピコンクールを開催し、献立に採用するなどして、使用量の拡大に努めているところでございます。さらに、市内産で全量を貰えない場合でも区ごと、学校ごとに使用できないかをJAや卸売業者と確認、調整し、供給可能であれば市内産を極力使用するようにしております。その結果、令和6年度の地元産生鮮野菜等の使用割合の実績は44品目中16品目、青果全体の年間使用量の約17%に当たります約291トン、これが市内産となってございます。

一方、有機農産物の学校給食での利用は食育や地産地消の面からも有意義な取組であると考えておるところではございますが、流通量が非常に少なく、一般の農産物と比べると価格が高くなること、収穫量や品質が不安定なため、学校給食で使用する1日当たり7万2,000食を安定的に供給できる体制を構築する必要があることといった課題がございます。今後も、生産者、青果卸業者等の関係者と密に連携を図りながら、安全・安心な給食の提供と地産地消の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（高橋都君）ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）おはようございます。日本共産党の宇土浩一郎です。

プロジェクトチームの今の現状と内容を教えてください。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 プロジェクトチームは令和8年度中の学校給食の実現を目指しまして全庁横断的なチームとして設置をされたものでございます。第1回目の会議を実は4月30日の日に開催しております、第1回目の会議では、国の制度の大枠がまだ示される前の段階でございますので、まずは北九州市の学校給食の現状の共有、それから関係各課による学校給食費無償化に向けての課題や論点の共有の整理、こういったところを行わせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）国の動向を見て本市もやるということですね。しかし、令和8年から学校給食費無償化を、国は小学校からやるということを私も聞いています。じゃ、本市はどうのような考え方で、小学校、中学校、特別支援学校、全て私はやってほしいと思っていますけれども、本市としてはどういう感じなんですかね。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 本市としてというところですけれども、プロジェクトチームの中では、もし無償化とした場合には、実施には非常に多額の予算を要します。ですので、もし無償化するとなれば、これやはり持続的かつ安定的なものでないといけないと思っておりますので、そこをしっかりとプロジェクトチーム内で財源等を検討していくという形の中で、実施時期、それから実施対象についてしっかりと検討してまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）しかし、企業誘致も必要なことなんですけれども、そこにはばく大なお金がかかっていて、今、子育て世代の方々は非正規雇用とかシングルマザーの方が多くいらっしゃって、生活が苦しいという声を私も訪問している中で多く聞いてまいりました。その中で、無償になればそのお金で洋服やら塾代やらいろいろ、今米も高くなっているんで、そういうことに使っていきたいという要望、願いも聞いてまいりました。だから、企業誘致も大事だけれども、そのお金も市民の税金なんだから、子供たち、そして子育て世代の方々に学校給食費無償化を私からもやってほしいし、国が令和8年からやるとか言っているけれども、本市としても今年2学期からやるとか、そういう決断を私はしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現時点での制度の大枠も見えてい

ない中で、仕組み、それから財源がどれだけかかるかというところが見えてこない中では、実施時期についてしっかりとプロジェクトチームの中で検討していくという形になるのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）じゃ、国の動向を見てしかできないと言うんですかね。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 国は、まずは小学校から、中学校についてもできるだけ速やかにという、その情報しか今ございません。小学校の制度につきましても、どのような制度になるのかというのが今のところ全く、大枠も見えておりません。例えばの話ですけれども、今うちの市で給食費として必要な額、これ全額国で担保されるのかどうかというところも分からぬ状況でございます。そういったところを踏まえますと、幾ら所要の財源がかかってくるのか、こういったところが見えてこないと先の見通しが立たないというところで、大枠が見えてこないとなかなか判断ができないと考えているところでございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）分かりました。ありがとうございます。話は変わりますけれども、質の向上とか地産地消の問題で、長尾小学校や合馬小学校などで有機農産物を使った給食の試験的なものを行ったらどうかなというのを思っているんですけど、その辺はどうでしょうか。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 一部の学校で有機農産物をというような御提案だと思いますけれども、今、北九州市においては統一メニューで給食の献立をやらせていただいております。その中で一部の学校だけに、いわゆる有機農産物って一般的のものに比べると非常に高価であるというようなところがありますので、そういった高価なもの、付加価値が高いものというのを提供することについて、公平性の面でちょっと課題があるかなと認識しているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）今、お米の値段がかなり上がっていて、お米もない状態が続いている状態です。学校給食のお米が量が減ったりとか、そういうことは考えられるんですかね。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 お米の件でございます。私ども、お米につきましては県の給食会を通じて年間契約という形で調達をさせていただいております。年間これだけの量が必要だよという形で県の給食会とやり取りをさせていただいた上での契約となっておりますので、現時点において、県産米を使わせていただいているんですけども、県産米での供給が滞るとか、そういったようなお話を聞いておりませんし、仮に県産米ではどうにもならないよとなった場合でも、年間契約しておりますので、他産地のものが供給されて入ってくるというふうな、こういう認識で

ございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）令和8年から国が学校給食無償化をやるような方向で今考えているということなんすけども、もし国がやらないってなれば、本市はどのような対応をするのでしょうか。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 そこはまだ国が、来月6月に骨太の方針の中で出てくる話でございます。3党合意までされている内容でございますので、その中で明らかになることかなと思っております。今の段階でそれがどうこうというところについては判断できないかなと思っております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）ありがとうございます。できる限り早めに学校給食費無償化、議員の方々も賛成している方がかなり多くいらっしゃるんで。私たちも2万5,000筆の署名を各団体の方々と北九州市各地で集めてきました。その署名も皆さんが強く学校給食費を無償化してほしいという願いが託されていますんで、ぜひとも早めの学校給食費無償化、実現してほしいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにございませんか。宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）私からも質問したいと思います。

まず、私も学校給食無償化は一日も早く実現していただきたいなという思いはもちろんございます。その中で、無償化すると33億円というお話もありました。今、教育委員会、北九州市が、教職員の人工費を除くと年間287億円の予算だと2月議会で伺っております。そうすると、年間33億円というと、今の教育委員会の予算の1割以上、10数%を無償化に振り分けなければならないわけですから、今やっている事業、いろいろな教育行政を、プロジェクトチームの中で議論しているという話ですが、財源をどこから確保するかというのは、非常にこの33億円というのは太いなと。総事業費、教育委員会行政が287億円の中で、やりくりではとてもできないんだろうなというふうな思いがございます。さらに言えば、食材費の高騰で保護者の方が負担する金額を抑えるために補助しているところがある。そもそも給食に287億円の教育委員会の予算の中から充てている予算もあると思うんですが、今、給食関連で既に使われている予算というのをまず教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長 給食に関しましては、食材費の部分は保護者負担という形で頂いているところでございまして、一方で運営に係る経費につきましては教育委員会、学校保健課で負担しているという形になります。ざっくりとした数字でいいますと、トータルで1年間に43億円ぐらいの額がかかっております。内訳としましては、調理師の人工費ですとか栄養士の人工費、そ

これから、今、調理の民間委託しております。その辺の費用ですか、あと備品、そういうものですか器材の購入費ですか、そういったところの費用がトータルで43億円ぐらいかかっているというのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。もう一点、教育委員会の予算約287億円というのは間違っていないんですかね。資料によると、令和6年度2月補正29億円を加えた事業費が約287億円と私認識しているんですが。職員費は除いています。大体でいいんですけど。

○委員長（高橋都君） 総務部長。

○総務部長 令和7年度の数字で申し上げますと、教職員の職員給といいますか、人件費を除了いた部分では、今年度は約258億円となってございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。私はそこに令和6年度の2月補正29億円足した金額を言っちゃったので、実際は令和7年度、約258億円。そのうち40数億円が給食費にかかっていて、さらに33億円、それも毎年確保するというのは、教育委員会だけのやりくりではとてもやれない部分だなというふうなことは理解します。プロジェクトチームの中でどういったやり方ができるのかということも含めて議論しているんだろうと思います。

ただ、最後に要望ですけど、給食費無償化ということに対する市民のニーズの高さと、その必要性は私自身、非常に重要度は高いなと思っております。だからといって、教育のほかの今 の予算を徹底的に削って全てを給食費とも思っておりませんので、そこはどうやって安定した財源を、教育委員会の中だけではなくて財政・変革局とも議論しながら、今年は無償化ですが、来年はお金がないのでできませんというわけにはいかないと思います。以前、私も無償化をやっている他都市を視察に行かせていただいたときに、3年ぐらい無償化をやったんだけども、財政が立ち行かなくて無償化をやめますという自治体がございました。そうなっては非常に大きな混乱があるし、給食を継続していくことにもいろいろな課題が出てくると思いますので、やり始めると途中でやめるというのはあってはならないと私も思っておりますので、どうやって継続して無償化をやっていけるのか。国の動向を見たいというのは、北九州市の財政を考えれば仕方ないなと思うところもあります。その中で、一日でも早くという思いは私も思っておりますので、教育委員会としても財政・変革局、そして国との協議も続けながら無償化に向けて努力していただきたいということを要望したいと思います。終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに。岡本委員。

○委員（岡本義之君） 私からも。本市が中学校給食実施をやろうとしたときも、それまでいろんなお母さんたちの、父兄の声もいただいていたんですけど、なかなか当時も財源の問題があつて実施できなかった。ちょうど私もそのときは教育委員会に関係する委員会にいたので、よく覚えているんですけど、ある程度財源が、親子方式であつたりとか調理業務の民間委託も含

めて、そういった分を財源に充てていくということで実現したことを記憶しております。今の無償化に関しては、財源的に余裕のある自治体がどんどんやっていく中、また、福岡市もやるという表明をされて、全国がそういった中で、皆さんのはいは一緒なんだろうなと。ただ、やれるところとやれないところの差というのをこの期に及んで、やっぱり国が音頭取ってやってもらわないとなかなか難しいということの中で、今回、2025年2月25日だったと思いますけど、自民党と公明党、維新の3党合意で、2026年度に小学校、その後、中学校もできるだけ速やかに実施するということが3党で合意されたと。3党の中で政権与党が2党入っているというのは非常に大きいことだろうなと考えております。5月5日にも早速3党の政調会長が集まって、5月中旬中に制度設計、概略を決めていって、今年の骨太の方針に盛り込んでいきたいということも報道がついておりました。

ただ、そういった中で国の動向もしっかりと見ていかなくちゃいけないんですけど、結果的に全国の既にやっているところの調査も国はやると思います。先ほど来、質の話も出ています。私も何人かからは、国がやることになったときに、今の北九州市の給食より質が落ちないようになってほしいという声もいただきました。そんな中で、まだ何も決まっていない仮定の話なんですけど、場合によっては100%国が面倒見ますよというふうにもしかしたらならないかもしれません。自治体で一部、自分で財源を生み出してほしいという話になる可能性もなきにしもあらずですから、今市でつくっている検討会の中ではそこも含めた財源を、もしものことも考えて財源についてもしっかりと検討していただきたいなというのが一点です。

それから、先ほど言いましたように質の問題です。これも、質はどこに置くのかというのにはありますけども、すばらしいところもあれば、北九州市でも今の給食に意見がいろいろあります。もっとよくしてほしいとかという声もあるし、人によって感覚も違うかと思いますんで。その辺をどんなふうにして検討していくのか、今、御意見があれば聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○委員長（高橋都君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 質の点について御回答いたします。

質の確保という点につきましては、教育委員会としても非常に重要なところだと思っております。無償になったからといって、安からう悪からうと、こういうふうになんては問題だというふうな認識でございます。質につきましては、学校給食法というものの中に学校給食実施基準というものがございます。この中に基づきまして、多様な食材を適切に組み合わせながら、必要なエネルギーを確保するとともに各栄養素をバランスよく摂取できるようにすること、それからまた、食育も併せて、食育を進める上で地産地消も進めながら安全・安心でおいしい給食の提供に努めることとされておるところでございますので、ここの部分はしっかりと教育委員会としても守っていきたい、堅持していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）学校の給食環境もいろいろ変わってきてると思います、食育の話も出ましたけども。国が今回無償化を目指す中でいろんな議論がなされると思います。ぜひ地方からも、北九州市としてもこれまでの取組を含めてしっかり国に意見を伝えていただいて、より北九州市が考えている学校給食の無償化に近づけるように努力していただきたいことをお願いしたいと思います。

私は以上で終わります。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君）吉田幸正です。よろしくお願いします。

まず、給食無償化、私自身も大きな声を聞いてきましたので、賛成をしている立場であります。それで、僕思いましたのは、まず、給食無償化するのは当然で、もう一つは、隣の町がこの2学期、後期からやり始めるみたいなときに、この落胆は非常に大きかったんですよね。僕、国会議員とかいろんな方にお会いするときに言いますのは、できる自治体とできない自治体が税収の構造の違いによってありますから、そのことによって義務教育にある子供の教育の質が変わることは違うと思いますよということをずっと言い続けてきましたし、我々の会派としても国に対してしっかり要望してきました。国が面倒を見るべきだという意味です。

それで、来年4月から小学校は無償化になると。一応、政府が3党合意、今岡本委員も言わされたようにされて、そのことが将来どうなるかというのはいろんなことがありますから分かりませんが、まず一つは、来年4月から国がやるらしい、それをどうなるか考えてから検討を始めると言うんであれば、プロジェクトチームをつくる必要はもともとなくて、プロジェクトチームを華々しくつくられた以上は、国が小学校を無償化すると言っていることが100%実施された場合、その場合どうするかというと、中学校をどうするかという話だと思うんですよね。あるいは、政令市平均で、あと足りない分は各自治体頑張ってくださいと言われた場合には、平均値は大体どれぐらいなのかなと、そりや聞けば分かる話なので、じゃ、これぐらいが足りない、同時に中学校どうするかと、今考えられることが相當にたくさんあるんだろうと思います。ですから、今お聞きをした国の動向を聞いた後で検討を始めますというのを少し遅いかなという印象を持っていますので、私の意見として、ありとあらゆることを想定して、来年からどうなるかということについては検討を進めてほしいと思います。

それともう一つは、隣の、具体的には福岡市で始めるということを受けての我々も市長、予算執行者に対しての要望もやってきましたので、それを受けたということだったので、検討できる場面があれば、それは今年度中にやってほしいという思いがあるんじゃないかなと思いますので、それは引き続きよくよく検討してほしいと思います。

それで、ここまで僕の意見としてでいいんですが、私たち、現場で一番気にかかるというか、実際に給食費のお支払いができない方、経済的な御負担が大きい方に対して北九州市はき

つちり減免をしていると思っています。その割合というか、併せてその金額について教えてください。

それと、そのことの増加率というか、大変な不況と言われている場面もあるんだろうと思いますので、その数が増えているか。というのは、皆さんがこういう御家庭は給食の負担をしなくてもいいですよということに対して何か圧というか、やっぱりお金払ってくれたらいいなみたいに、やっていないと思いますが、その確認の意味で、お支払いができないという方については遠慮なくというか、外部にはそういう配慮をしながらやりますのでとやっているかという確認をさせてください。

それと、有機野菜のほうです。今、私は一般栽培野菜を、私も私の大事な家族も食べています。有機野菜というのが化学肥料というか、そういうのを使っていないと承知をしていますが、僕自身は一般栽培をしている農家の方々が安全ではないものを供給していると思っていませんので、何か有機野菜を率先してやるとなると、今一般栽培をされている農家の方、調理をされている方々が安全・安心でないものを供給しているような印象を与えるとしたら、それは大きな間違いだと思っています。その上でお尋ねしますが、今皆さんが出提供しているもの、この町の子供たちが食べている給食というのは安全で安心ですか。教えてください。

○委員長（高橋都君） 学事課長。

○学事課長 私からは。1点目の経済的に困難な方の関係でお答えいたします。

現在、就学援助という制度がありまして、この制度を活用されていらっしゃる方が、令和5年度の決算数字ですが、1万1,191名、率にして17%です。この17%は年々、少しずつですけど下がってきているような状況になっておりまして、令和5年度では17%。給食費にかかった額が約5億1,800万円となっております。以上です。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 ここには、所管ではないんですけども、生活保護の関係で教育扶助を受けられている方もいらっしゃいます。これは参考で、私のほうで数字を知っているだけなんですけれども、令和5年度の決算でいきますと、生活保護で給食費を公費負担されている方が小・中学校合わせて約4,000万円というところで把握しております。動向については、申し訳ございません、所管外でございますので、そこについては御勘弁いただければと思います。

あと、2点目の安全・安心というところでございますけれども、この部分、私ども給食で使う食材についてはきちんと検査体制を取っております。野菜についても市場において検査されておりまし、一般の食品につきましても、年に1回は必ず使っている食品を外部に委託しまして検査という形のものをさせていただいておりますので、そういう意味では安全・安心というところが担保されていると認識しております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） まず、援助、サポートされる方、減ってきてているというのは具体的には

いいことだと思いますので、あれですけど、そこに、そういうことをお伝えするのが恥ずかしいなとか、人にあれされたら嫌だなということは容易に想像できると思いますので、まずは、来年4月から給食無償化の可能性上がってきていますが、そういう不安がないようにという方に、厳しい環境になる方に寄り添ってほしいなと思います。

そして、仮に給食が国が全額負担しますよとなつた場合には、今行政で見ている、このケースでいえば5億円が何か活用できる可能性も出てきますので、隣の政令市の状況を見ますと、向こうは多分中学やるんじゃないかなという気がしないではありませんので、その情報もしつかり取られて、そのことで地域の差でこの町が負けないようにという計算はよくやってほしいと思いますんで、これは強く要望としておきます。

○委員長（高橋都君）学事課長。

○学事課長 すいません、先ほどの質問で1つ答弁漏れがございまして、生活が苦しい方への配慮の件ですけど、入学式とかに個別にプリントをお配りしたりとか、学校でもそういう生徒さんを見かけたら声かけして、就学援助制度というのがあるので申請しませんかという声かけを学校でも積極的に行っていただいているところです。申し訳ございません。以上です。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）就学支援については、僕らも支援者というかお会いする方に聞くんですけど、物すごく配慮をされているとお聞きもしていますし、助かっていますという声も聞いていますので、そこはある意味、感謝を申し上げるところでありますけど、より配慮をよろしくと思います。

安全・安心の給食の食材の件なんですけど、政府というか農林水産省の方と話す機会があつたときに、今、化学肥料というのは外国産の化学肥料を使うことが多い、実はそのことで物すごく高騰していて、結果、野菜農家さんが困っているという背景もあって、同時に、国内産の有機肥料、これは鶏ふんとか豚ふんとかそういうのを活用しましょうと言うんですけど、今比べると海外産の化学肥料のほうが安いもんですから、なかなかそういうものが活用されていない。農林水産省は実は、鶏ふんとか豚ふんとか、牛ふんも含めて、有機肥料を国内流通きちんとさせましょうということに今向かっていますので、必ずその需要が増えてくれば、化学肥料を使わずとも国内産の有機肥料で回っていくというか、そういうことになるということを目指していますので、そのタイミングをしっかりと待つためには、国内産の有機肥料というのはこの町でも流通をし始めていますので、そのことの広報も併せて教育委員会の立場からも応援していくけば、最終的には海外から化学肥料を買う必要がなくなってくることが求められているという時代なんだろうと思っています。

今できる対策と中長期のことが今回いろいろミックスでありますけども、比較対象が隣町の強い財政の都市ということをよくよく御理解いただいて、最善の努力をしてほしいとくれぐれもお願ひして終わります。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。

では、ここで副委員長と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）先ほどからプロジェクトチームの話が出ているかと思うんですけども、その中でお答えになったのが、国の大枠が見えない状態で今細かいことはできないという答弁だったかなと思うんですけれども、先ほど吉田委員が言われたように、国が来年度小学校から始める、そして中学校に移行するということなんですが、ある程度のことは考慮してやらないといけないということと、先ほど口頭陳情された方が、無償になるんだという大きな期待を持ったのに、今この状況では、来年度なるんだ、でも国の動向が分からないとどうなるか分からないんだという、すごく不安だと思うんですね。ですから、最大限やはり無償化、国の動向がはっきりしないでもやるんだという、それぐらいの意気込みというか、それは市長は持っていたいなかったのかなと思うんですね。市長は国がやるからやると発言したのか、それとも、やはりこれはやらないといけないことだ、食の安全、そして質の向上ということを言っているし、市民の声に押されたということを言っていると思うんで、そのところをもう少し、プロジェクトチームの中のことが非公開でしたから私たちには分かりませんが、その中のことをもう少し公開というか、つまびらかに教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 プロジェクトチームの第1回の会議自体の話はさっきのとおりなんですけれども、今、国の動向が全く見えてきていないので、じゃ、我々事務方が何もしていないかということではそこはなくて、いろんなケースが想定されると思います。国が例えば小学校100%見ますよって。時期もまだ分からぬわけですね。国も令和8年度中という話ししかしていませんので、本当に4月からなのかどうなのかというのは分かりませんけれども、いろんなケースを想定して、そのときにどういうふうな形の対応が必要なのか、財源についてもどういう対応が必要なのかというところはきちんとシミュレーションを事前にしていく、こういうところはしっかりやっていこうというところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）少しそういうふうに想定もしながらやっているということでよろしいですね。今後、プロジェクトチームをやっていくかなと思うんですけれども、先ほど口頭陳述になりましたように、安全・安心の観点からいうと地産地消と言わされていました。海外の化学肥料を使うということで、基準が海外と日本と大分違うかなと思うので、以前、国産小麦の中と輸入小麦の場合は、例えばグリホサートの問題とかいろいろあるかなと思うんですね。ですから、できれば地産地消で私たちは進めていただきたいということを切に願っているわけなんです

が、子供たちにとって学校給食というのは食育の観点からもすごく重要な問題だと思います。それで、他都市で、顔の見える、生産者の分かる地産地消の有機肥料の食材で出したところ、子供たちが今まで食べれなかつたもの、これは何々さんが作ったんだね、おいしいねとかというのが分かるということも聞いております。若松区とか小倉南区とかというのは農業が盛んですので、試験的にやるということはできないのかな。例えば、この間、給食大作戦でメニューを変更して一部の学校でやったかと思うんですけど、そういうふうなことを考えるということはないんでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 委員がおっしゃられるとおり、確かに有機農産物を使うというところは食育の面、それから地産地消の面で非常に有効な点であるというところは私ども感じているところでございます。ただ、いかんせん、先ほど来より申し上げていますとおり、単価が全く違ってきているというところでございますとか、そういった様々な課題がございますので、どういう形であれば少しでも取り入れられるかとか、どういう形のものならやっていけるんだろうかというところはこれから研究をしていきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）市長が言われる質の向上というのは、メニューに限らず、食材にもしっかりと目を向けていただきたいなということと、あと、食材のこともそうなんですけれども、先ほど言われた給食費が払えないという方には就学援助、生活保護の問題もあるかと思うんですけど、そうではなくって、身体的に学校給食が受けられない方というのがいるかなと思うんですね。ですから、そういう方はお弁当を持っていっている方もいるかと思うんですけど、そういった方の数というのは分かりますか。学校給食を食べていないというか。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 アレルギー等で学校給食が食べられていない方という形でございましょうか。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）はい。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 およその数字でございます。アレルギーがあって食べ物に問題があるよという形で登録されている方が2,700名ほどいらっしゃいます。ただ、この中で1か月全く給食を、ずっと弁当を持ってきて食べられないのが何人かというところは、申し訳ございません、今のところ把握できておりませんので、アレルギーの程度によっては、今日の副食の中の一部、これは食べられませんという形でその部分だけ食べられない方もいらっしゃいますし、アレルギーがもともとすごいひどいので毎日弁当を持ってきますという方もいらっしゃいます。様々でございまして、正確な数までは今把握できていないというところが正直なところでござ

います。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）他都市なんですけれども、実際に学校給食を受けていないというか食べていなくって、自分で食材というか弁当を持っていっているという方がおられる。無償化になると、結局、ほかの子供さんたちは無償になる。そういった方は自分でお弁当を持っていく。そういう場合、他都市で返還というんですかね、給食費分としてお渡ししているというところもあるんですけど、そういったところまではまだ考えてはいらっしゃらない。無償になった場合、そういった方の対応。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 現在のところ、給食費を負担していただいている中ではそういうふうにお返したりとか、食べられない方については給食費を頂いていないという形を取っておりますけれども、無償化後のところについては、まず国の立てつけがどうなるかというところが分からないところと、それも見た上で北九州市としてどういうふうにこれを取り扱っていくのかというところはプロジェクトチーム内でもしっかり検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）物価高騰の折、家庭も厳しいかなと思いますので、もし無償化になって、そういうふうにほかの生徒さんは無償になった場合、そうした方への対応というのもぜひ考慮していただきたいなと思います。

それとあと、福岡市は2学期からやる、いよいよ北九州市もやるんだという大きな期待があるということをしっかりと考えていただいて、一日も早い実施を、来年度中ではなくて来年の4月にするのか、それとも北九州市も3学期からやれるんじゃないかとか、そういったところもプロジェクトチームで考えて、議題にぜひ上げていただきたいということと、あと、プロジェクト会議は非公開になっていますので、その中の議題と、あと経緯とか、そういった報告というのはしっかりしていただきたいんですけど、これは公開にはならないんですよね。

○副委員長（小宮けい子君）学校保健課長。

○学校保健課長 プロジェクト会議でございますけれども、これは内部的な、課長級の給食の無償化に向けた意思形成過程の会議でございますので、ここの部分について非公開という形で考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）分かりました。できれば公開して、報告でもいいですから、それはきちんとしていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○副委員長（小宮けい子君）ここで委員長と交代いたします。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長（高橋都君）ほかにございませんか。

なければ、本件につきましては慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第6号、不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情についてを議題といたします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

それでは、本件について当局の説明を受けます。学校支援担当課長。

○学校支援担当課長 それでは、陳情第6号、不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について御説明いたします。

まず、不登校児童生徒の安否確認の目的につきましては、安全と健康の確保、支援の必要性の把握、継続的な関係づくり、関係機関への接続、社会的なつながりを失わないようになるとなどございます。文部科学省は、不登校児童生徒に対しまして、命や安全を守る観点からも、家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や働きかけが必要であるとしております。

現在、本市教育委員会では、欠席が長期化した児童生徒に対しまして電話や家庭訪問を行い、切らない、維持する、育む関わりを大切にするよう全校に周知しております。具体といたしまして、教育支援室での学習や不登校等支援センターでのオンライン授業、放課後デイサービス等と連携し、どこの関係機関ともつながっていない児童生徒をゼロにする取組を進めております。その中で、不登校児童生徒はそれぞれに状況が違うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、ケース会議を開くなど、当該児童生徒に応じた支援を行っております。

不登校の児童生徒への今後の対応といたしましては、引き続き電話や家庭訪問等を通じて現状を的確に把握し、学校だけでなく関係機関との連携の下、多様な立場の関係者が情報を共有し、それぞれの専門性を生かして見守る体制を構築してまいりたいと考えております。そのため、学校といたしましては、誰一人取り残さない教育の実現に向けて、不登校児童生徒に対してプライバシーに配慮しつつ定期的に家庭訪問等を実施し、個々の状況に応じた対応を心がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

意見、質問はありませんか。山田委員。

○委員（山田大輔君）どうもお疲れさまです。市民とともに山田でございます。

実は私自身も不登校ぎみになったことがあったので、その当時は先生方にすごく支えていただいて今の私があるので、その関係づくりはありがたいなと思っておりますけれども、今回、

個別の事案もありますので一般論でお伺いしたいんですけれども、週1回安否確認が必要だということで、私の場合はほぼ毎日のように先生がおうちに来てくれて、山田、学校行くぞと誘っていただいたので本当に助かってはいたんですけど、これ個別の案件次第、先ほど言われたとおり、それぞれに応じてというところではあるんですけど、一般論として、1週間に1遍安否確認されると思うんですけど、これは親御さんとの連絡だけでとどめているんでしょうか。それともお子さん、中学生ぐらいになるとお話をしてもういうところもあって、事件性があつてはならないとか、そういうところも多分配慮されているのかなとは思うんですけども、どこまでの安否確認をされているのか、あれば一般論で教えてください。

○委員長（高橋都君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長 家庭訪問の件でございますが、安否確認といたしまして1週間に1回必ずするようにということでは行っておりません。子供の状況、休んでいる状況は様々でございますので、担任が毎日電話をして連絡を取っている場合もあれば、その子の状況に応じて1週間に1回連絡をすることもございます。その中で、子供が会うことができれば顔を見て声をかけたり、また、保護者から今会うのは御遠慮いただきたいということがあれば、そのような対応をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございます。状況に応じて、ケースに応じてということで、ケースワーカーですかスクールソーシャルワーカーの御支援をいただきながらということなんですねけれども、何とも言い難いところありますけど、個別案件に関してそれぞれ適切に対応していただいていると思います。今回こうやって陳情が上がってきたのも、実際のところは保護者の方の受け方というところもありますので、今後も柔軟に配慮してやっていただきたいと思いますし、スクールソーシャルワーカーであったり、学校現場は結構ひっ迫しているということもありますので、皆さん先生の御経験のある方が多いと思いますので、私も少年野球の監督をしていた身でもありますから、そのあたり個別に寄り添って、子供たち中心で考えてもらえたたらと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんですか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君）個別案件と思いますが、僕、いろんなケースがあるときに、学校の先生が、自分が担任で生徒さんだからって、先生はすごく専門的な知識を多分持っているわけでも、担任の先生で若い先生もいらっしゃるでしょうし、100%の対応ができるかというと、なかなか満足いくというか、正解がない対応なんだろうと思います。それで、質問というか、その際に今は今書いてありますように、スクールカウンセラーと連携してもらわないと困るんですけどという言い方をされると何かちょっと、言い方のことはあると思うんですけど、やっぱり専門的な知識を持っている方に適切なアドバイスをしてもらわないと、そのことで、学校の先生が何か違ったと思われた対応をされたことで生徒さんたちや何か事件があつても困るなと率直に思

っています。ですから、スクールカウンセラーというのがすごく忙しくて、何か月かに1回しか来なくて予約がどうのこうのみたいのも聞いたことがあるんです、それ高校だったかも分かりませんけど。足りている、足りていないというか、対応する時間が十分に取れているかというのを教えてください。

○委員長（高橋都君）生徒指導課長。

○生徒指導課長 本市におけるスクールカウンセラーの活用についてでございますけれども、令和6年度、昨年度につきましては、全小・中学校、高等学校、特別支援学校の全198校に合計67名のスクールカウンセラーを派遣しております。年間で160時間から240時間ということですので、週当たり1日から2日、半日もしくは一日常駐をして相談に当たるというようなところで体制を取っておりました。昨年度の実績としては相談件数が5万4,000件ということで、これは年々上がってきています。今年度につきましては69名ということで、2名増員をいたしまして体制の強化を図っていくというところで対応しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）個別案件のことについては、私たちも相談できることがあればやりたいと思いますし、とにかく丁寧に対応してほしいとしかこの場面では言いようがないと思いますが、子供たちすごく悩みが多い時代になってきているような気がするんですね。学校の先生にも親にもみたいなことがあって、一番身近なのが週1回来ていただけるその先生、学校に1人ということだと思いますので、そのことの需要が上がってきているような背景があればしっかり要請もしていただいて、子供たちには、心のことですから、寄り添っていただける体制づくりを要望して私からは終わります。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。立山委員。

○委員（立山幸子君）公明党、立山です。

家庭訪問を状況に応じてされているということなんんですけど、何名体制とか、また、どういった言葉をかけるとかという、そういったマニュアル的なことがあれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（高橋都君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長 御質問にお答えいたします。

何人ぐらいで家庭訪問に行くのかということでございますが、状況によって違うというところがありますが、担任のみで行くこともあれば、担任と管理職で行く場合、また、福祉的な視点が必要であればスクールソーシャルワーカーと担任が行く場合、もしくはスクールソーシャルワーカーが単独で行く場合といった場合で、ケースによって違うという現状がございます。そのときのマニュアルといたしましては、今、生徒指導課から生徒指導における実践資料集第4集というものをお出しております。その中で家庭訪問における留意点であるというところをお

示ししておりますので、そちらを使って学校は研修など行い、家庭訪問の中で実践しているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）立山委員。

○委員（立山幸子君）例えばですけど、どういった言葉があるのか、何点かだけでも教えていただけませんか。

○委員長（高橋都君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長 言葉かけですけれども、実際に具合がどうかというところであれば、どのような具合ですかとか、食欲について、食欲はどうですか、熱は測られましたかとか、あとはまた、何度ぐらいでしたか、そういった現状について伺うような話や、それは心配ですねと保護者の方に寄り添う発言であったり、お大事にとか、お子さんの様子が聞けてよかったです、ありがとうございますといったような、本当に寄り添ったような支援をするような言葉をかけるようにしております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）立山委員。

○委員（立山幸子君）ありがとうございます。先ほど、山田委員からもあったんですけど、学校に行こうとかという言葉とか、今は多様性でいろんな学び方があるので、そういったこととかは配慮してもらえたならなと思います。よく眠れているのかとか、よく食べられているのかとか、また、今の状況は充実していますかとか、そういったことを聞きながら、その方に対してニーズがどこにあるのかとか、そういうことを把握できたらいいのかなと思いましたので、またそのようにお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。本田委員。

○委員（本田一郎君）北九州党の本田でございます。

先ほどの説明の中に、今回の陳情は過剰な安否確認ということでありまして、一般的には電話とか家庭訪問をされているということなんですけれども、今現在、t e t o r u、アプリ等々ありますよね。そういった部分の使われ方とか使い方とか活用方法というのをまず教えてください。そういった部分で安否確認といいますか、そういうことをやっているのかどうかということをお聞かせください。

○委員長（高橋都君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長 学校では、t e t o r uを使って欠席の状況の確認をしております。その中でコメントを書くこともできますので、どのような状況であるのかといったことを学校と情報共有をしているという現状でございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）本田委員。

○委員（本田一郎君）それでは、今回のようなケースということでは使われていないということですかね。

○委員長（高橋都君）学校支援担当課長。

**○学校支援担当課長** これも状況によってということになりますけれども、保護者のほうでは、日々状況を伝えているということがあれば欠席だけをお伝えして、放課後に今日あった出来事などを保護者に伝えるということもございますし、毎回書いてくださる方もいらっしゃいます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 本田委員。

**○委員（本田一郎君）** 不登校にも様々なケースがあると思いますので、電話で話したくないとか直接会いたくないとかというケースもあると思いますので、そういった活用も進めていただければと思いますし、私も10数年前なんですけれども中学校のPTAの会長を5年間務めさせていただいたりとか、身近な関係者で今教育現場にもいたりとかして情報をいただいたらもしれているんですけども、それと、身内のことなんんですけど、私も娘が少し不登校のときもありましたので、様々なケースがあると思いますので、そういった部分を丁寧に対応していただくことを要望しまして終わります。

**○委員長（高橋都君）** ほかにありませんか。小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 先ほどから出ているスクールカウンセラーの件について、今のお答えの中に週1日から2日、学校に来るっていう、その時間の中で相談のある子供を受ける、また、不登校のお子さんを抱えている担任と連携したり担任へのアドバイスっていうところ、一日の中で担任は授業をしているっていう状況の中で、スクールカウンセラーが週に1日から2日というところで十分とお考えなのかということを一点と、いろいろな相談をするっていうことの一番は担任に行くと思うんです。人間関係ができているのは一番は担任であろうと思いますし、スクールカウンセラーという方が学校の中に来ていて、担任と相性が悪ければ、スクールカウンセラーが話しやすいっていうふうな感じで思うのも、スクールカウンセラーの方を学校内でもよく見かける状況があるということが一つだと思うんですけど、今言った2点のことを併せて、スクールソーシャルワーカーが今回増えて69名でしたかね、になっていますけど、これで十分対応できていると感じられているかどうかお聞かせください。

**○委員長（高橋都君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** スクールカウンセラーの活用についての現状とこれからというところですけれども、さらに私たちも充実を図っていきたいと考えております。充実を図る状況の今現状をしっかりと生かすために、昨年度より各学校にスクールカウンセラーコーディネーターという役割を持つ先生を校務分掌上、位置づけるようにしております。週に1回、週に2回訪れたときに、何の計画もなく突然相談に乗ってくださいではなくて、来られる日が分かっていますので、その日に向けて、相談件数がどれくらいあるかとか、また、先生方が順番に教室を巡回して様子を観察していただく計画であるとか、そういうことをまとめて、来られたときにしっかりスケジュールを持って有効に活用できるようにということで取り組んでおるところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）今の人数を有効に活用されるということ、非常に分かりました。けど、子供たちの気持ちからしたときに、カウンセラーの先生だからってぱっと行ったときにその方と話せるかどうかというところも非常にあると思うので、顔見知りのカウンセラーさん、お兄ちゃん、お姉ちゃん、おじちゃん、おばちゃんっていうような感覚というのが持てるということが本当のことも引き出していくけるだろうし、本来のカウンセリングにつながるのではないかと思いますので、今この現状で計画的なことというのは非常によく分かりました。ぜひそれを進めていただいて、不登校の関係というのは非常に増えてきているので、今後の課題として人數も検討していっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。

ここで副委員長と代わります。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）私からは要望だけなんですけれども、先ほど5万4,000件という件数を聞いて非常に驚きました。これは年々増えているかと思うし、今後も増えていくのではないかと思います。子供さんの数は減っているとは言いながらも、微妙な心の動きったりいろんな状況によって変わってくるかなと思うので、ぜひスクールカウンセラー、また、コーディネーターという新しい取組もされているということなんですが、やはり学校に1人はいてほしいなというのがあるんですけども、コーディネーターというのは全校に1人ずついるということでおろしいんでしょうか。それだけお聞かせください。

○副委員長（小宮けい子君）生徒指導課長。

○生徒指導課長 学校の運営上の校務分掌、先生方の業務分担の一つとして上げているということになります。ですので、学校に在籍するどなたかの先生がコーディネーターの役割を担つて活動しているということになります。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ということは、特別にそこに配置されているわけではなくって、先生方がそれを担っているということですね。先生にとって、それは負担にはならないですかね。どうなんでしょう。

○副委員長（小宮けい子君）生徒指導課長。

○生徒指導課長 私どもでコーディネーターの設置に当たって標準的な職務、このことをやってくださいということを3点、4点というようなところで設定しております。それについては、先生方に、面談の予約がある方はここに書き入れてくださいということを集約していただくこととか、あとは、来られたときに、場合によっては登校できていないお子さんとのオンライン面談とかということもありますので、そういう機材の設置をしていただくことであるとか、

そういうことの整理ですね、そういうことをお願いしておりますので、業務の大部分をそれに割くというようなことはないというふうな認識をしております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）分かりました。今のお話だけではよく分かりませんので、これは随時またお聞きしたいなと思います。数が増えるということになれば、それだけスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置というのは十分必要だなと思いますので、今後ぜひ増員を図っていただきたいなと思いますので、お願いいいたします。以上です。

○副委員長（小宮けい子君）それでは、ここで代わります。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（高橋都君）ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

ここで次の議題に関する職員を除いて退室をお願いいたします。

（執行部入退室）

では次に、都市ブランド創造局から、旧門司駅関連遺構等の展示方策等検討懇話会の設置について、報告を受けます。文化企画課長。

○文化企画課長 旧門司駅関連遺構等の展示方策等検討懇話会の設置について報告いたします。

本件につきましては、5月8日に開催されました建設建築委員会におきましても、都市戦略局より同様の報告をさせていただいております。

配付資料を御覧ください。

1、懇話会の設置目的についてでございます。門司港地域複合公共施設の建設予定地で発掘されました旧門司駅関連遺構に係る出土品や記録などを用いまして、当時の門司港地域の地理や歴史、産業や人々の暮らしなどを分かりやすく伝える展示方策などを検討するに当たり、専門家などから御意見を聞くため、懇話会を設置いたします。なお、懇話会の事務局は、門司港地域複合公共施設整備事業及び会議の運営に関することにつきましては都市戦略局が、文化財に関するにつきましては都市ブランド創造局が担当させていただきます。

次に、2、懇話会委員についてでございます。懇話会では、文化財や土木、建築、歴史などの専門家に加えまして、観光や若者、郷土史など様々な視点から御意見をいただきたいと考えております。委員構成は、資料中段にお示ししております10名のとおりでございます。

最後に、3、今後のスケジュールでございます。懇話会につきましては3回の開催を予定しております、9月までに具体的な展示イメージ等を取りまとめる予定としております。参考

としまして、旧門司駅関連遺構等の出土品を次のページに添付しておりますので、詳細は後ほど御確認ください。

以上で報告を終わります。

○委員長（高橋都君）ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。

質問、意見はありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君）いい展示になってくれたらいいなと思います。それで、僕の立場からすると、次の資料を見て、コンクリートの上にれんががあつて、僕これ見たときに、すごいなと実はなつていなんですね。コンクリートの上にれんがあるなど。その横もそう。その下の展示見たときに、物すごく遠くからこれを見に行こうと僕自身はなつていなんですね。なぜかというと、僕自身が感覚で興味を持っていないというか。ところが実際には、すごくこれに興味を持って、何とかして残してほしいという方もいらっしゃったのも同時に事実なんですね。それで、僕思ったのは、専門家の方々の意見をしっかり聞いてほしいというのもそうなんですけど、僕、Z世代課が入っているのが面白いなと思っているのは、あなたたちだったらどうこれを見せたら興味持つてもらえますかという視点なんだろうと思うんですよね。石炭を探っているところを僕あまり興味なかつたんですけど、面白いなと思ったのは、動画があつて、当時の物すごい活気があつて、当時のそれがこのスコップなんですなんて言うと、その後ろにある背景が面白いんだろうと思うんですね。ですから、Z世代課なんかが面白い意見を出してくれると思うんですけど、それを見たときに、例えば当時の動画とか、あるいはもっと若者らしく言つたらアニメとか、そんなもので、あまり興味のない人でも、スコップ見て、これがそのスコップなのか、面白いなとなつてもらえるようになったら面白いなと率直に思いますので、僕の意見としては、専門家の意見ももちろん重要ですけど、一般の方々に興味を持つてもらえるように、ぜひいい知恵を絞つてほしいと要望して終わります。

○委員長（高橋都君）要望でよろしいですね。ほかにありませんか。

では、ここで副委員長と代わります。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）今回、展示の仕方ということで懇話会を設置したということで、懇話会は、最初が5月ですね、これは5月のいつぐらいにあるのかということと、懇話会は傍聴ができるのか、一般公開するのかということを教えてください。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 2点御質問いただきました。5月の下旬で今日程は調整をしておりますので、決まりましたらお知らせをしたいと思っております。また、こちらの公開についても、一般傍聴も受付する予定にしております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。懇話会の委員の人選なんですけれども、地元ももちろんそうなんですが、専門家が入っていますね。あと若者も入っているということなんですけれども、今回展示だけに限ってこれをやるんですけど、タイミング的に、こういう懇話会的なものをできれば遺構を壊す前にやってほしかったなと思うんですけど、なぜそれができなかつたのかなと思うんですが、それは遺構に対しての思い入れというか、そういったところでしようか。文化企画課の意見をお聞かせください。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 今回の門司港の件に関しましては、様々な方からいろいろな御意見をいただきました。早く事業を進めていただきたいというような御意見、また、しっかり遺構を守ってほしいというような御意見、双方たくさんの意見をいただいたところでありますと、我々としてもしっかりそうした意見は大事であると重く受け止めております。ただ、これまで議会で答弁させていただきましたように、いろんな意見をいただく中で市民の安全・安心を第一に、老朽化する区役所等々をどうしていくかというのを総合的に考えたときに、今回いろいろ協議する中で現地に一部だけでも残すことができました。こうした協議を重ねていく中で、いろんな方の御意見は、懇話会という形ではありませんけども御意見をお聞きしておりますし、文化財保護審議会におきましても懇談会というふうな形でいろんな意見をいただいたところでございます。今回は展示に関する御意見ということで、改めて広くいろんな御意見をいただきたいと考えているところです。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）今から展示をするということなんですけれども、今それを切り出していますよね。で、それを複合施設の中に展示すると考えてよろしいんでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 イメージとしては、切り出したものを戻ってきて複合施設のどこかの中に展示できないかというふうなことを考えておりますけども、それにつきましても皆さんの中のいろんな意見、先ほど吉田委員からもありましたけども、専門家だけでなく分かりやすい形で、皆さんに興味を持っていただくような形で展示しないといけないと思っておりますし、こうしたことで門司港の歴史を後世につないでいく、こういった意味もあると思いますので、展示の場所とか方法につきましてはいろんな御意見を聞いて今から決めていきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）後世につないでいくということで、展示の仕方は3Dとかいろいろ、今記録も取っているかと思うんですけど、その展示の仕方もあるかなと思います。ですけれども、そのときに、こういったところも残してほしかった、こういったところはもっと本物が見たか

ったとか、そういう意見が出ても間に合わないということもあるので、私としてはこれはもつと早くしていただきたかったということだけ、これは私の意見として言わせていただきます。

それと、先ほどから安全・安心ということなんですかけれども、私、議会の中でも何度も申し上げているとおり、あそこは高潮の浸水区域ということもありますし、このたび国が南海トラフの巨大地震の想定の見直しをされたかと思うんですけど、門司区には5メートルの津波が今後30年以内に発生する確率が80%ということも言っているかと思うんですね。そのことに対して、実際にそこには図書館だの生涯学習センター、それと市民会館などもあります。そういうときに文化、教育に関する施設が、水没、津波に対してどうなるのかということなんですが、それに対して、これは建設建築委員会で設計をされていることだと思うんですけれども、それに対しての対応といいますか、津波が来たときの対応というのはどのように考えているのかということだけ教えてください。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 施設の話に関しましては開発部局が担当となりますので、私からの回答というのはなかなか難しいところがございますが、御意見はしっかりと開発部局とも共有させていただきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）以前も言いましたように、図書を全部職員の手で2階に持って上がるということがないようにしていただきたいということを申し添えておきます。こういう懇話会ということは広く市民の声も聞いていただきたいと思うので、市民に意見を聞く場ですね、パブリックコメントでも何でも構いません。そういう場を設けていただきたいんですけど、その検討はしていただけますでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 現段階で意見募集というようなところは特に予定しておりませんけども、市民の皆様からいろんな御意見、今まで市民のこえ等の広聴制度等を通じていただいておりますので、そうしたものを通じていろんなアイデア等もいただければと考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）しっかり懇話会の中でも議論がされるかと思いますけれども、これを中心に市民の声を聞いていただく場を設けてください。要望で、お願いします。以上です。

○副委員長（小宮けい子君）委員長と代わります。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（高橋都君）本田委員。

○委員（本田一郎君）1点だけ要望がございます。先ほどの懇話会委員の中で、吉田委員からもありましたようにZ世代の、若い世代の意見が活用できるんじゃないかという御意見もあり

ましたけれども、ここで価値の議論をするのではなくって、せっかく残すのであれば観光資源として活用していただきたくて、訪れる多くの方に見ていただけるような仕組みをつくっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長（高橋都君）ほかにございませんか。

ほかになければ、ここで次の議題に関係する職員を除いて退室をお願いいたします。

（執行部入退室）

次に、教育委員会から、部活動地域展開推進計画の策定について及び北九州市子ども読書プラン、第5次子ども読書活動推進計画の策定についての以上2件について報告を受けます。部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 私からは、部活動地域展開推進計画の策定に係るパブリックコメントの実施結果及び推進計画最終案について御報告をさしあげます。

最初に、これまで地域移行としていた名称を地域展開に変更いたします。理由は、国の動向を踏まえ、子供の活動を地域全体で支えるという取組の方向性をより明確に示すためでございます。

1ページ目、資料1の1番を御覧ください。部活動地域展開推進計画については、これまで検討会議やアンケートを経て地域展開の基本方針と方向性をまとめ、7月17日から8月14日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果や検討会議等の御意見を踏まえて計画の修正を行い、最終案といたしました。推進計画の主な方向性は、1ページの2番のとおりの概要でございます。

3番のスケジュールを御覧ください。当初は、パブリックコメント終了後、年内に最終案としてお示しをする予定でございましたが、10月以降に学習指導要領解説に係る国からの通知や国の実行会議による意見取りまとめなどが行われたことを受け、内容を改めて精査した結果、今回の報告となったということになります。この最終案につきましては、5月22日の教育委員会会議で承認をされれば、推進計画として策定されることになります。

2ページ、資料2を御覧ください。パブリックコメントは7月17日から8月14日までの1か月間で、2番にあるような周知方法により実施いたし、3番のように39名から115件の貴重な御意見が提出されました。3番(4)のように115件全ての意見を12の項目に整理いたしまして、意見反映結果を(5)のように5つの凡例で示しています。本計画については地域展開の方向性について記載しているため、御指摘の点が記載内容に含まれている場合は、主旨を考えて計画に記載されていると考えるものと回答しているものが42件ございます。また、意見を踏まえて計画に追加、修正をするものについては4件あり、うち2件は誤表記による修正のため、内容を修正した2件については後ほど御説明さしあげます。ほかに、引き続き検討するもの44件、意見として参考とするもの19件、その他6件となってございます。

3ページ、資料3からが、市民からの御意見とその対応でございます。

まず、3ページの1番から7ページの50番までの意見については計画全体にまたがるものでございます。1番から8番のように地域展開に前向きな意見や、4ページの14番から16番のような保護者負担の在り方に関する意見、5ページ、6ページの34番から41番のような地域展開後の地域クラブの位置づけに対する意見等、幅広いものがございました。意見としては地域展開に向けての具体的な取組に関するものが多くたため、本計画に示すのではなく、今後改定予定のガイドラインに盛り込むことなどを検討しています。今後も部活動地域展開について周知するとともに、子供たちの活動の機会を確保することを目的に取組を進めるという整理をしています。

8ページから9ページには、推進計画案の第1章から第4章までを章ごとにまとめてございます。特に意見が多かったのが、9ページ、第4章、指導者の確保・育成についてでございます。59番からは指導者の資質、能力に関する意見が並んでおり、教員以外の指導者が指導に当たることへの心配や、人材育成のための研修を望む声がございました。これら指導者への研修等に関しましては、現在教育委員会が部活動に関わる指導者に実施している研修などをベースに、適切な指導が実施されるよう資質向上の取組を進める予定としております。また、指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得て指導できるように検討しているところでございます。

続いて、10ページからは第5章以降についてまとめてございます。特に意見が多かったのが、10ページから11ページの第7章、会費及び保険の在り方でございます。79番からは保護者の負担軽減に関する意見が並んでおり、補助制度の検討や低額な会費を望む声がございました。これら保護者負担の軽減に向けては、地域クラブ認定制度を設け、学校施設の利用を可能にすることで会場費等がかからないようにするなど、各地域クラブが低廉な会費を設定できるよう検討することとしております。

12ページからはその他としてまとめており、特に96番のいろいろなスポーツの経験という意見に関しましては、スポーツ庁や文化庁が示すガイドラインにも記されていることから計画に反映することといたしました。また、他の意見に関しましては、関係部局に伝えるとともに今後の参考にするという整理でまとめてございます。

以上がパブリックコメントの実施結果でございます。

次に、14ページからの資料4、部活動地域展開推進計画最終案を御覧ください。パブリックコメントを受けまして追記した2か所についてお伝えいたします。

1点目は、19ページを御覧ください。①に関係者への周知の必要性を加筆して明記いたしました。生徒、保護者等に取ったアンケートの結果から、地域展開の希望について半数以上がどちらでもよいと答えていることから、学校部活動の抱える問題の周知がなかなかできておらず、今後説明を行って正しく理解していただく必要があると考えて入れたものでございます。

2点目は、22ページを御覧ください。中ほど、第5章、受皿となる運営団体等の確保について、新たに2つの北九州市地域クラブ活動についてを追記し、認定された地域クラブ活動がどの

ような性質を持ち、何を目的に活動するのかを明確にいたしました。具体的には、部活動の持つ教育的な意義を継承すること。いわゆる勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感、主体性などを育成することに努め、生徒の人間的な成長を目指すこと。また、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会となることを目的とする。そういうことを明記してございます。

その他、軽微な表現の変更、修正を行い、今回の最終案としております。推進計画策定後には、北九州市地域クラブ活動に関する具体的な内容についてのガイドラインや北九州市地域クラブの認定要綱等を作成いたしまして、より明確に示していきたいと考えております。

以上、パブリックコメントの結果と推進計画最終案の説明でございます。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 子ども図書館長。

**○子ども図書館長** 私からは、北九州市子ども読書プラン、第5次北九州市子ども読書活動推進計画の策定について御説明いたします。

まず初めに、現状についてです。2ページの資料1を御覧ください。現行の第4次北九州市子ども読書プランの概要を示したもので、平成27年に施行されました北九州市子ども読書活動推進条例に基づき策定された現行の読書プランでは、全ての子供が日々の生活の中で進んで本を手に取って読み、子供同士や家族などと楽しく語り合う日常を目指す姿として3つの方向性を示し、5つの取組の方針に基づく25の主要施策を現在推進しているところです。本年度、5年間の実施期間の最終年度を迎えるので、次期読書プランを策定するものです。

次に、3ページの資料2を御覧ください。現行の読書プランの実施状況について、3つの方向性の成果指標ごとに説明いたします。

方向性I、読書に親しむ子供を増やすについて、成果指標①学校の授業以外に1日当たり読書を全くしない児童生徒の割合、いわゆる不読率は、令和5年度まで目標値の全国平均以下を達成しています。成果指標②読書好きな児童生徒の割合は、全国平均を超えてるもの、小学生、中学生ともに目標値には至っておらず、令和5年度は令和4年度を若干下回る数値となっています。

次に、方向性II、読書の大切さを知る子供を増やすについて、成果指標③子ども司書、ジュニアサポーター数はともに増加傾向にあり、目標値まであと少しの状況です。成果指標④放課後や休日等に学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童生徒の割合は、令和5年度の調査結果のみとなりますが、令和7年度の目標値には達していない状況です。

続きまして、方向性III、子供の読書を支える大人を増やす、読書好きの大人・家庭を増やすについて、成果指標⑤読み聞かせボランティアバンクからの派遣件数が、コロナ禍の影響を受けた令和3年度、令和4年度から大きく改善しており、学校や子育て施設での活動が再開したことがうかがえます。成果指標⑥読書好きな保護者・家庭の割合は、目標値をやや上回ることができている状況です。

これまでの4年間は、コロナ禍の影響を多分に受けながらも、子供の読書を支える大人や読書の大切さを知る子供を増やすための取組はおむね順調に進んでいると言えます。一方で、読書が好きな子供や図書館を日常的に利用する子供の数は伸びず、子供が自ら進んで本を手に取る、読書を楽しむ、図書館で楽しく過ごすという視点で引き続き努力が必要ではないかと考えています。

次に、2、位置づけについてです。1ページに戻ってください。本計画の位置づけについてですが、北九州市基本構想・基本計画の分野別計画である北九州市こどもまんなか教育プランの個別計画として位置づけます。また、北九州市立図書館基本計画や北九州市障害者支援計画など関連計画との連携、整合性を図ることとします。

次に、3、次期北九州市子ども読書プランの策定について説明いたします。

まず、計画期間ですが、令和8年度から令和10年度の3年間といたします。策定に当たっては、子ども読書活動推進会議での検討、教育委員会会議での協議、常任委員会への報告、パブリックコメントの実施などを経て、幅広く意見を聴取しながら策定してまいります。

ここで策定に当たり補足説明をさせていただきます。

4ページの別紙を御覧ください。計画期間についてですが、現行の子ども読書プランまでは、国の子ども読書活動の推進に関する基本計画から3年後れで次期計画へと移行していました。第5次子ども読書プランの計画期間を5年間から3年間とすることで、第6次子ども読書プラン以降は、完成した国的基本計画を参考に、国の考え方、施策などをより明確に反映させながら次期読書プランの策定作業を行い、国の翌年度からスタートするというサイクルに調整したいと考えています。

次に、5ページの資料3を御覧ください。令和6年度第2回目の北九州市子ども読書活動推進会議において、現行の子ども読書プランの成果と次期プランへの課題について委員の皆様から意見をいただいているので、主な意見について抜粋して御説明いたします。

まず、(1)子ども図書館開館以降の取組について、これまでの成果から見る今後の課題の3つの項目、本を読む子供がどのような経緯で自身の読書経験を積んでいるのか聴取して生かせないかという御意見。次に、(2)次期プランへ向けた意見・検討課題の1つ目の項目、第3の居場所としての図書館が、子供も大人も安心してくつろげる場所という感じにするのがよいという御意見。最後に、その他、読書活動推進全般についての2つ目の項目、幼稚園、保育園別に、司書による図書の分類の仕方、本の選定の仕方などの研修会を開催できないかなどの御意見をいただいている。今後、これらの御意見や先ほど説明いたしました成果指標の進捗状況を踏まえながら、次期プランの策定に着手してまいります。

1ページに戻ってください。4、スケジュールを御覧になってください。今後、このスケジュールのとおり策定を進め、来年2月から3月を目途に次期北九州市子ども読書プランを取りまとめたいと考えています。

なお、6ページ以降に関係条例とプランの変遷についてまとめたものを資料として添付しておりますが、12ページの参考資料2について訂正箇所がございます。申し訳ございません、12ページを御覧ください。下から2行目の北九州市子ども読書プランの計画期間ですが、令和8年度から令和10年度の誤りですので、訂正させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（高橋都君）ただいまの報告に対して質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはつきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。山田委員。

○委員（山田大輔君）それでは、お疲れさまです。市民とともに山田でございます。

部活動について御質問したいなと思っているんですけども、教育指導要領がおおむね10年程度で改訂されるということで、今後部活動についても言及されるんではないかなと思うんですが、そのあたりの情報収集の今の現状を1点目教えていただきたいなと思います。

今回、部活動の地域展開ということで、休日を令和9年9月に展開するということなんですが、現場の先生方とも話したりする中で、どういうふうに対応していくかということを、特に私の場合、野球の指導者もしていましたので、野球絡みで声を受けることがあります。仮に、さっきの兼職のお話がありましたが、先生方がクラブチームをつくりたいとおっしゃったときに、NPOの方式にするのかクラブチームにするのかというノウハウの講座であったりだとかというところまでお考え、これはスポーツに限らず文化活動もそうですけど、されているのかということ。

ごめんなさい、しゃべり出したらこれ相当長くなりそうな気がするんで、個別にまた聞きたいと思うんですけど、やはり場所の問題とお金の問題、子供たちの移動の問題、これ重要なと 思いますし、かなり課題があると私自身感じていますし、私も今4人の子供を持つ親でもありますし、私の長男は今、体育大学に行って体育の教員になって部活動を見たいと言っている中で、学校の先生の中でも、特に御年配の先生方は部活動を指導したいと思って先生になった方も多いとよく聞きますので、このあたりのケアを含めて、今のこの案だけでは具体的にいつまでもどういうふうにコーディネーションしていくというのはなかなか見えにくいので、そのあたり教えていただければ。すいません、よろしくお願ひします。

○委員長（高橋都君）部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 まず、1点目の学習指導要領の取扱いのことでございます。現行、学習指導要領につきましては平成29年に施行されたんですけども、その学習指導要領の解説の中では、部活動の取扱いについては学校教育の一環であるという形になっております。ただ、平成29年以降、部活動の改革が全国的にも進み始めている中で、学習指導要領の中での部活動の位置づけといったものを検討する必要があるということで国の会議も言及をしているところでございます。実は、文部科学省にも今後の学習指導要領の部活動の位置づけについてこちら

もりサーチはしたんですけども、国のお答えとしては、学習指導要領の改訂についてはやつと今検討会議を始める第一歩であり、部活動の位置づけについては今後そういった検討会議の中で検討されるものとしているというお答えでしたので、今後、学習指導要領、恐らく3年後、令和9年とか令和10年ぐらいに新しい次期学習指導要領が出されますし、その前にもちろんいろんな情報が入ってくると思いますので、国のそういった情報を注視しまして、部活動の位置づけ、今後の地域クラブ活動の在り方はこちらも常に情報は取っていきたいと思っています。

2点目なんんですけども、恐らく指導を希望する情熱のある先生方へのケア、そして、先生方が地域クラブを立ち上げるといったところの教育委員会のケアといったところの御質問と認識をしております。これにつきましては、先ほど申し上げたように、令和9年9月以降は休日の学校部活動を行わず、地域のクラブ活動に展開していくことを目指しているところでございます。そういう中で、土日も指導を行いたい、または自分が地域クラブを立ち上げて、土日に活動したい生徒のために指導の場、活動の場をつくりたいと考えていらっしゃる先生、そういう御要望には教育委員会として支援はしてまいりたいと思っております。そういう情熱を持たれている先生方が今までほぼ無償で持たれていたといったところが一つの大きな課題でもありますので、報酬を得て指導ができるような兼職兼業の制度といったものを改めて整理して、そういう指導を希望される先生方にも説明、周知していきたいと考えております。

全体的に、先ほどお話しいただいたように、推進計画策定後につきましては、やはりこれまで不透明なところがございましたので、策定後は速やかに生徒、保護者、もちろん関係部署、市民の方々へも正確な情報、そういうものを周知徹底していきたいと。あらゆる媒体を使って周知徹底していきたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。今回、仮に学校の先生方がクラブチームをつくれたとなったときに、学校の放課後の話と休日の活動となると、教育委員会の所管内なのか所管外なのかみたいな、何か問題が起こったときにあってくると思うので、そのあたりもかなり懸念はします。僕自身も指導者としてのいろいろなトラブルがありましたし、いろいろな問題解決をしてきた中で、父母会長をしていた身としてもそう感じるところはあるので、そういうケアだとか、守備範囲のことに関して切り離すことなく、学校教育の一環であるということを大事に取ってほしいなという、親としても元指導者としても思っているところであります。

最後に、一番気になっていることなんですけど、これ文化活動でもそうなんですけど、各大会に出たりとか、スポーツは特に審判をしなきゃいけないとか、いろいろありますよね。とか、そもそも部活動の物品、道具だったり、楽器もそうですけど、それをクラブ活動になって持ち出したときに、それこそ壊れたとかなったときの所管とか、そういうものにも関わってくると思いますので、そのあたりの細かいところのケアまで行き届くようにやってほしいなと思いますので、今後になると思いますので、要望で終わりたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかに質問、吉田委員。

○委員（吉田幸正君）まず、部活のほうです。これもう難しいなと正直思っています。専門的な知識も欲しいし、気楽にやりたい日もあるし、親に聞いたら3割ぐらいしかお答えがないし、半分はどっちでもいいという話でありますし。先生たちはやりたくないというし、やりたいという先生もいらっしゃるというので、はつきり言って相当正解がないんだろうと思っていますが、僕の印象として、学校というか、文部科学省というか、子供の放課後については民間でお願いしますみたいな雰囲気なのかなと思っています。それを受け、民間の活力を上げて、子供たちにいい、希望する様々なサポートなんだろうと思っています。言い出すと切りがないんで1つだけですが、今、北九州市の教育委員会の予算として部活にかかっている予算。それと、国から今後、そういう地域展開に関して予算がどうのみたいなことがありますかというのを教えてください。

それと、本の話、すばらしい提案だと思いますけど、僕思ったのは、子供たち小さいときから本を読んでいると読んでいるなというのが僕の感じなんですよね。同時に、面白い本に出会い続けるというのがすごく大事と思っています。それで、一般の人が学校ないし図書館ないしに寄附をすることが今の制度で可能でしょうか、教えてください。以上です。

○委員長（高橋都君）部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 私からは、部活動のことについて御説明さしあげます。

実は、部活動の予算につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて、部活動の振興費という形でこれまで部活動のために使うお金という令達があったものが、棚卸しの影響で令和6年度から部活動振興費というものがなくなったという経緯がございました。ただ、その代わりと言ってはなんですけれども、部活動指導員及び部活動の外部講師、いわゆる人件費に関する予算については令和5年度、令和6年度から継続してしっかりと確保しているところでございます。また、部活動の地域展開、昨年度までは地域移行と申し上げておりましたけども、これに係る予算につきましては全額国の補助でモデル事業等を行ってきたところでございます。以上です。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）金額はどうですか。

○委員長（高橋都君）部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 ちょっとお調べしますので、少々お時間いただいて、すいません。

○委員長（高橋都君）先に、はい。奉仕課長。

○奉仕課長 中央図書館奉仕課長です。一般の方が本の寄贈ができるかという点についてお答えさせていただきます。

一般の方からの寄贈の申込みは常時受け付けておりまして、寄贈の申込書というのを書いていただいて、図書館でそちらを必要かどうかというのを判断させていただいてお申込みを受け

付けております。以上です。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）まず図書館のほうですけど、この間、僕ちょっと、知り合いのところが要らなくなった本を売って活動しますみたいなのがあって、うちの子供はとても本を読んでいたので、どうしようかなと思ったけど持っていて、SNSみたいのやったら、信じられないぐらい本が事務所に持ち込まれ続けていまして、見ると、図鑑とか、買うと相当高価でしょうねというもんですし、近所の子を見に来させたら、お母さんたちとみんな持って帰ったりとかして、結構需要があるなと思いましたので、大事に使っていた本ですが、要らなくなると要らないという、普通は親戚に回ったりするんですけど、それが多分行き場がないんだなと実感をしましたので、不要になったというか、次の時代の子供たちにバトンを渡したい本をぜひ寄附してくださいという活動は、僕も広めていきたいと思いますし、積極的に思います。

金額については出ますかね。

○委員長（高橋都君）部活動地域移行課長。

○部活動地域移行担当課長　すいません、申し訳ございませんでした。先ほど申し上げた部活動指導員、これ会計年度任用職員として任用しまして、顧問の代わりに大会の引率であったりとか、顧問が不在のときでも指導ができる。これ会計年度任用職員で30名任用しているんですけども、この予算に関しまして、令和6年度になりますけども、2,115万円。また、文化体育行事等補助、いわゆる中学校体育連盟、中学校文化連盟で九州大会以上の大会に出た場合の連盟の運営費等に係る予算といったしましては、中学校体育連盟が約2,000万円、中学校文化連盟が約1,981万円ですね。それと、先ほど申し上げた外部講師、これは有償ボランティアになるんですけども、昨年度約130名ほどお手伝いいただきましたけども、この方々の保険等も含めまして1,639万円となっております。国の補助事業につきましては、昨年度が約2,250万円となっております。以上です。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）ここではあまり長くやりませんけど、いずれにしてもお金はかかることありますて、それを教育委員会から引き離すということになると、どこか別のところへきちんと予算立てをしてもありますし、国へもしっかりとというふうに思いますけど、国に予算要求するのも相当しっかりした根拠みたいなものが地方から必要だと思っていますので、何のために何円必要だというのをしっかりと、我々も政権側ですから、一緒にというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。勉強になりました。ありがとうございました。

○委員長（高橋都君）ここでお諮りいたします、12時を過ぎましたので。あと質問、意見をされる方どのくらいいらっしゃいますか。お一人。2人。じゃ、続けてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

じゃ、続けます。岡本委員。

○委員（岡本義之君） 部活動の地域展開について 2 点。

まず、指導者の資質向上ですけど、見ると、人材バンクの構築により人材確保を進めつつ、登録された指導者の研修を行い、資質向上の取組をと書いていますが、これ教育委員会が責任持ってやっていくということですかね。どうなんですか。それを聞きたい。

それと学校施設の利用・管理の在り方なんですけど、活動場所については各地域クラブ活動が手配すると。活動場所としては小・中学校の施設を利用するのも想定されるため、管理に必要な整備を進める。借りたい側が責任持って手配する場合に各学校と個別でやるのかとか、管理する場所、まとめたやつをつくって、そこでやり取りすればいいみたいにやるのか、その辺を教えていただきたい。

それからもう一個、図書館のほうも。

年に 1 回ほど司書の方たちの本の分類の仕方とかの研修をしたいとかという話がありましたが、今、全国的に注目を浴びているのが、日本の分類の方法で N D C 法というのがありますけど、それを擬人化キャラクターを使ってやっていくという、本に親しみやすくするためにということで、全国的に今 20 件ほど広がって、N D C 男子という言い方をするみたいなんですが、これは今北九州市がやっているかどうか、今後そういったことも含めて研修の中で考えていきたいのか、ちょっと教えてください。以上です。

○委員長（高橋都君） 部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 2 点についてお答えいたします。

まず、指導者の資質向上の研修につきましては、現在、顧問であったりとか外部講師、部活動指導員に対して教育委員会が主催で行っている研修、これをベースにいたしまして、地域クラブの指導者に対しても教育委員会主催の研修を行うように考えております。

2 点目の施設利用につきましては、基本的には、例えば学校部活動の受皿となる地域クラブが休日に活動する場合、学校施設を目的外使用という形で申請して利用していただくことになるんですけども、そういう学校への申請であったりとか、またはそういう手続等については教育委員会も支援しながら、学校とも連携しながら施設の利用については対応していくと考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 奉仕課長。

○奉仕課長 私からは、N D C 男子の件でお答えさせていただきたいと思います。

先日、我々も、徳島県吉野川市にある鴨島図書館というところはそういうことを発想されて取り組んでいらっしゃるということを知った次第でございまして、まだ我々もどういった取組でどういった効果があるのかというのは現在調査中というか勉強中でございまして、北九州市立図書館の中ではこの擬人化したキャラを使用させていただくところまではまだ至っておりません。研修の中でも、これは目的が親しみやすくするための擬人化キャラクターだと思っておりますので、これを使うことが一番いいのか、それとももっとほかにも親しみやすい方法があ

るのかということを併せて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）部活の地域展開については、指導者の育成というのは非常に大事だと思います。私もかつて、部活動マニュアルを教育委員会に作っていただいたことがありました。これは東京都が取り組んで、北九州市でも更新してもらって、いい部活動のマニュアルを作つて。これまで先生たちには経験したことがないスポーツを教えなくちゃいけないとかということもあったんで、やっていただきましたけど、今後地域に展開していく中で専門の先生たちも指導者も出てくると思うんで、より子供たちにとってプラスになることを信じたいんですけど、最新の指導法とか、いろんなデータを集めていくのは個人でするには限界あると思うんで、教育委員会なりちゃんとしたところがいろんなところと連携を取りながら、そういった情報を集めていって研修会に落としていくということも考えてほしいのと、できましたら会場の確保は団体が個別学校とやり取りするのではなくて、一括で、どっかにやればここは使えそうですよとか、情報もしっかり集約しておいてほしいなと思います。その辺、これから検討でよろしくお願ひしたいと思います。

図書のほうは、僕は図書司書というのはすごく大事なんだろうと思いますので、そういった方たちにさらに今後活躍していただくことも考えながら、さっき言いましたNDC男子キャラクターみたいな部分は検討の対象にしていきたいなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（高橋都君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）1点だけ。今、地域展開の推進計画という形で土日、休日の分は出でていますけど、これが令和9年までに移行していくという形で、そしたら学校部活動、今放課後している部活動というのはこれから将来的にはどういう方向を北九州市としては目指していくのか教えてください。

○委員長（高橋都君）部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 推進計画でお示しをしているとおり、休日の学校部活動を行わず地域展開にということをまず北九州市として進めていくというところでございます。平日の学校部活動については当面の間進めていきますけれども、令和9年度以降、国の動向であったりとか、または本市の地域展開の状況を鑑みて、平日の地域展開についても都度検討はしていきたいとは考えております。以上です。

○委員長（高橋都君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）いつのものを見つけてきたのか私よく分からないんですけど、部活動の地域移行の方向性というところに、最終的には学校部活動から地域部活動等に移行というのが出ていた文章が今回落ちているので、今の部活動っていうものが将来的、令和9年以降、国の令和10年ぐらいに学習指導要領が改訂されてどんなふうなことが出てくるかということも踏

まえてになると思うんですけど、今から3年後、4年後、5年後のあたりで平日の部活動っていうものを継続していくかどうかというの今は不明瞭ということですね。

○委員長（高橋都君） 部活動地域移行担当課長。

○部活動地域移行担当課長 おっしゃっていただいたように、まずは休日の学校部活動の地域展開を進めていく上でいろいろな課題等が出てくると思いますので、そういった課題等を精査していきながら、平日の学校部活動の地域展開については改めてそういった課題等を考えた上の検討とさせていただきたいと思っています。現時点では、令和9年度以降に、明確に平日の学校部活動をいつまでにというような方針はまだ出していないところでございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） すいません、最後に、これ要望です。今、中学校の教員の在校時間が長くなってしまうというのは、放課後に部活動についている教員、やりたくてやっている方もやりたくないやらされている方も含めて、次の日の学習準備等ができない部分が在校時間を長くしているという部分に当たっているということで、他都市のところで聞きますと、今言われていた部活動支援員やら指導員やら外部講師、ちょっとこの他都市の分、種類が何か分かりませんけど、そういう方たちをたくさん入れるということで、学校の中での部活動の重さっていうものを減らして働き方改革を進めているという形があります。それで、ぜひ放課後に部活動を持っている先生方の時間を次の日の準備に向けられるように、要望等もあると思いますので、いや、部活動をしっかりやってその後するのが楽しみと言われる方はそれはそれで、つらいなと思っていらっしゃる方にとての部分のところをフォローしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君） ほかにありませんか。教育長。

○教育長 部活動のことにつきましては、御報告が遅れましたことをこの場でおわび申し上げたいと思います。今、御意見るるいただきましたので、私どもとしましても、熊本市は熊本市、福岡市は福岡市、それぞれやり方がございます。私どももそういったものを参考にしつつ、また、他都市の状況も参考にしつつ、北九州市にとってこの地元で一番いいやり方を今後検討してまいりたいと思いますので、今日のような御意見をまた賜れば非常にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（高橋都君） ほかになければ、以上で報告は終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

多様性を尊重した教育環境の整備についてを議題といたします。

本日は、北九州市立学びの多様化学校の設置について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。指導企画課長。

○指導企画課長 それでは、北九州市立学びの多様化学校の設置について御説明いたします。

まず、お手元資料の 1 でございますが、学びの多様化学校について改めて御説明いたします。学びの多様化学校とは、文部科学省の指定を受けまして、不登校児童生徒の実態に配慮をいたしました特別な教育課程を編成して教育を実施する学校でございます。令和 7 年 4 月現在、全国で 58 校設置をされております。

次に、2、本市における学びの多様化学校についてでございます。

(1) 開校時期につきましては、令和 9 年、2027 年 4 月を予定しております。これにつきましては、本年 3 月 21 日の市議会予算特別委員会にて武内市長から表明があったところでございます。

(2) 設置場所につきましては、八幡西区相生町にあります北九州市立教育センター内としたいと考えております。これは、不登校生徒にとりまして学校以外の施設のほうが通いやすいとの声があることや、理科室、調理室等の特別教育を備えておりまして、良好な教育環境を確保可能であることなどを総合的に勘案したものでございます。

(3) 設置形態といたしましては、独自に編成をいたします特別な教育課程の効果的な実施を図るため、専任の校長を置く独立した中学校とすることを想定しております。なお、教育センターが市の西部にありますことから、遠隔地に居住している生徒への対応の観点も含めまして、市内各所の教育支援室との連携の在り方も検討をしていくことが必要となると考えてございます。

(4) 受入れ対象者でございますが、これは不登校状態にある中学生及び不登校傾向が見られる中学生としてございます。

(5) 受入れ想定人数ですけれども、こちらは他都市の状況等踏まえまして、各学年 15 名程度の計 50 名程度とすることを考えております。

最後に、3、今後のスケジュールについて御説明いたします。

令和 7 年度は、教育センターの施設改修に向けた撤去工事・設計及び教育課程などの検討を行います。令和 8 年度は、教育センターの施設改修工事、文部科学省との協議、生徒募集を実施する予定でございます。そして、令和 9 年 4 月に開校予定でございます。なお、開校に向けては、学識経験者や学校関係者等から成る有識者会議を設置いたしまして、幅広く意見を頂戴いたしまして詳細にわたっての検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋都君） 説明に対して質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。

なければ、ここで執行部説明員は退室をお願いいたします。

（執行部退室）

次に、行政視察について協議を行います。

委員の皆様から御提出いただいた視察先の案について取りまとめを行い、正副委員長案とし

てお手元に配付しております。前回の委員会で決定したとおり、本日はこの案の中から皆様の御意見を伺い、視察先の優先順位を決定いたします。今後の作業といたしましては、事務局において視察先との受入れ交渉を行い、最終的な視察先、日程等の案を提示させていただきたいと思います。

それでは、お手元配付の案について皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見はありますでしょうか。宮崎委員。

**○委員（宮崎吉輝君）** すいません、私から提案させていただいたものの説明だけ簡単にしたいと思います。

今、執行部からの説明のありました学びの多様化学校が令和9年4月から開校で、八幡西区内にということで説明を受けました。公設で設置されているもの、そして私立でやっているものあります。前任期も私この委員会にいたので、少し視察に伺ったということもあるんですが、公設で新しく、ここ3つ載せたんですが、京都市、神戸市、それから鎌倉市と新しく入ってきているところもありますので、行き先があろうかと思うんですが、もし関西方面、関東方面あれば、行った方向の中で1か所、ぜひ学びの多様化学校を公設でされた部分を見に行きたいなというふうな思いで、行き先違いで3つ上げさせていただいておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ありがとうございます。ほかに御意見ありませんか。よろしいですか、皆さん。アピールしていただいていいですけど、いいですか。山田委員。

**○委員（山田大輔君）** お疲れさまです。私も、自分が上げさせてもらったところなんですけど、2点ですね。観光の分野等ということで函館市を上げさせてもらったんですけど、県内第2の都市であるということと港町であることを生かす、今回すしの都課のこともありますけれども、食でということに関すると、函館市って夜景も含めて結構共通点が多いのではないのかなと思うんですけども、一般質疑でも言ったように、インバウンドの取り込みがなかなか弱いなと。確かに、北海道は函館市以外の土地、ニセコだったりとか小樽だったりとか、北海道央から道西のほうに関してはそういうところがあるから、なかなか一概に一緒に一緒だとは言いにくいんですけども、どうやったら北九州市の観光は盛り上がるのかというところ、空港も新千歳がありますけど、ああいうのを含めてどう連携を取っていくかというものを含めて見てみたいなと思っております。

教育に関しては、市立の学校からというのがちょっとあれなんですけども、札幌にある、探求学舎がやっている私立と公立の学校がちょうどあるんですよね。神山まるごと高等専門学校の徳島、先ほどの鴨島の図書館も近いんでいいなとは思ったんですけども、この多様化する、大学入試もかなり今さま変わりしてきておりまして、北九州市からいかに優秀な人材を発掘し、育てていくかということを考えると、公教育と高校だったり大学との連携だったりつながりだったり、育て方を含めると、私たちもこういうことをしっかりと理解して、私たちが習っ

た教育ではないことを今かなり推進しちゃっていますので、どういうふうに公立で取り組んでいくかということを見てみたいなと思っております。

最後に、先ほど教育長からありました部活動の地域移行の話なんですが、熊本市が今、全国的な流れから一歩距離を置いて、学校教育の一環だということを主にやっていまして、教育委員会から離しまして、神戸だったり岐阜だったり愛知だったりとがつり学校管轄外のところ、切り離した状態でやっているところを手本にしてそうだなって思うので、そこに一つ矢を打つ意味でも熊本市の、近いですし、私は見に行きたいなと思っておりますので、その辺、御説明だけさせていただきます。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君）北九州市もアーバンスポーツの聖地を目指しましょうと今やって、今度スケボーが2億円ぐらいかけて、世界大会があったりパルクールがあったりと。今、日本でどこがメッカか、聖地かっていうと、実は川崎市がメッカと言われていて、今度、公園の跡地を、パークのでかいのを公設で造りましたので、北九州市として見てみたいなど。要望としてお伝えさせていただきます。

○委員長（高橋都君）ありがとうございます。ほかは。小宮委員。

○委員（小宮けい子君）今、神戸の意見が出たんですけど、神戸は2026年8月末の段階で学校部活動を移してしまっちゃう、地域移行について形で進めていて、そして、地域の部活動をどういうふうに引受手をつくるかというところも、3人指導者がおって、そして委員会が認めればとかというような形で広く、もうかなり進んでいるんです。それを見て、いいか悪いかというところを逆に見るのもいいんじゃないかなということを思って、ここに入れております。以上です。

○委員長（高橋都君）よろしいでしょうか。

それでは、本日の意見を踏まえて、各委員が共通して関心の高い案を基に、正副委員長で協議した上で優先順位を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

---

教育文化委員会 委員長 高橋 都 ㊞  
副委員長 小宮 けい子 ㊞